

付託議案

労働基準法案(政府提出)(第九號)

昭和二十二年三月十七日(月曜日)午後  
二時三十二分開議

出席委員

委員長

矢野庄太郎君

理事小島

徹三君

理事椎熊

三郎君

直作君

理事土井

江崎

眞澄君

江藤

夏雄君

中山

たま君

小川

半次君

齊藤

て以君

伊藤卯四郎君

石田一松君

野村ミス君

荒畠勝三君

山崎道子君

品吉君

三月十五日委員山口好一君及び綿貫佐

民君辭任に

つきその補闕として江藤夏

雄君及び田中實司君を議長において選

定した。

三月十七日委員佐藤久雄君、山下春江君、田中實司君及び山田悟六君辭任につき、その補闕として青木清左エ門君、中山たま君、薬師神岩太郎君及び齊藤て以君を議長において選定した。

出席國務大臣

厚生大臣 河合 良成君

出席政府委員

厚生事務官 吉武 惠市君

厚生事務官 寺本 廣作君

本日の會議に付した議案

労働基準法案(政府提出)

○矢野委員長 前會に引續き會議を開きます。一昨日大體質疑は終了いたしましたが、これで質疑を切りたいと

小島徹三君。

私は自由黨を代表して原案に賛成するものであります。しかし御承知のように、本法案は非常に進歩的なものでございまして、現在の日本の經濟上の段階におきましては、相當これを適用するのに無理があるのではないかということは、各委員が一致して政府に質問せられたところであります。その結果非常に無理があるからして、中小工業者に對しては特別に政府は保護しなければならぬという考え方の方もありますし、またある一面においては、このよな法案を適用した結果、中小工業とか、あるいは一般の企業家といふものが國際競争場裡において立つことができない。競争に耐えなくなるであらうからして、これらを國家企にしたらどうかというような意見がありますして、それ／＼その結果につきましてはいろ／＼意見がござりますけれども、ともあれこの法律が非常に進歩的なものであるかどうか、現在の段階におきまして直ちに適用することに無理があるのではないかということにつきましては、みな危惧の念をもつておる次第であります。しかしながらこの法案といふものは、現在の段階において非常に困難を伴うものであ

思います。御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野委員長 異議がなきものと認めます。それではたゞいまより労働基準法案を議題として討論に付します。討論は通告順によつてこれを許します。

○小島委員 私は自由黨を代表して原案に賛成するものであります。しかし御承知のように、本法案は非常に進歩的なものでございまして、現在の日本の經濟上の段階におきましては、相當これを適用するのに無理があるのではないかということは、各委員が一致して政府に質問せられたところであります。その結果非常に無理があるからして、中小工業者に對しては特別に政府は保護しなければならぬという考え方の方もありますし、またある一面においては、このよな法案を適用した結果、中小工業とか、あるいは一般の企業家といふものが國際競争場裡において立つことができない。競争に耐えなくなるであらうからして、これらを国家企にしたらどうかというような意見がありますして、それ／＼その結果につきましてはいろ／＼意見がござりますけれども、ともあれこの法律が非常に進歩的なものであるかどうか、現在の段階におきまして直ちに適用することに無理があるのではないかということにつきましては、みな危惧の念をもつておる次第であります。しかしながらこの法案といふものは、現在の段階において非常に困難を伴うものであ

るといったしましても、憲法において保障しておるところの人間としての生活を保障された労働者の権利を擁護するものでありますからして、何としてもこれはそのまま適用していかなければなりません。もしもこの適用にあたりま

して手心を加えて、大目にこれを見逃していきますれば、永久に日本の労働者は救われないということになります。されど、これはそのまゝ適用していかなければなりません。もしもこの適用にあたりま

して手心を加えて、大目にこれを見逃していきますれば、永久に日本の労働者は救われないといふことになります。されど、これはそのまゝ適用していかなければなりません。もしもこの適用にあたりま

## 第六回

は多少の意見もあつたようですが、いまとおることによつて、この法案の成立が行われるけれども、概してこの法案の進歩性、しかも今日まで政府が提案した法律の中で、わが國議會制度始まって以來、かくのごとき進歩的な方法をもつて決定した政府提出の法律案といふものは、これをもつて嘴矢とするであろうと私は考へるのであります。法律の内容から見ますると、敗戦後の現實のならぬ。もしもこの適用にあたりま

して手心を加えて、大目にこれを見逃していきますれば、永久に日本の労働者は救われないといふことになります。されど、これはそのまゝ適用していかなければなりません。もしもこの適用にあたりま

じたり、権密院との關係が生じたりすることによつて、この法案の成立が万能ではありません。されど、實に申譯ないことだと私どもは思ひます。今や私どもは既に議會の解散も自眞に迫つております。新憲法を審議決定したわれ／＼の光榮は、續いてこの労働基準法を審議確定するこ

とが、短い會期ではあつ／＼が非常に重い意義をもたらすものであることをうと私は考へるのであります。法律の内容から見ますと、敗戦後の現實の日本から見てそこが飛躍的であり、そこが現実に適さざるがごとき觀を呈する點もなきにしもあらずでございりますけれども、これらといえども眞日本から見てそこが飛躍的であり、そこが現実に適さざるがごとき觀を呈するならば、これでなくてはいかぬと思ひます。されど、これでなくてはいかぬと思ひます。舊來のごとく低賃金制度、あるいは労働者の職性においての廉價貿易をやるといふことは許されないことなんである。まず労働者の手によつて立案せられて、そして閣の手によつて立案せられて、そしてわれ／＼新憲法をつくつたこの議員によつて、この法案を審議決定することのできることを、私は非常に光榮と思われます。すこぶる實情に適さざるがごとき觀を呈するようにしていただきたいといふことを希望いたしましたして、私は賛成するものであります。(拍手)

○矢野委員長 椎熊三郎君。

○椎熊委員 この労働基準法がこの内閣の手によつて立案せられて、そして

わわれ／＼新憲法をつくつたこの議員によつて、この法案を審議決定することのできることを、私は非常に光榮と思われます。すこぶる實情に適さざるがごとき觀を呈するようにしていただきたいといふことを希望いたしましたして、私は賛成するものであります。(拍手)

○荒畠委員長 荒畠勝三君。

○荒畠委員 社會黨は原則的に本案によつて、日本の労働者の地位は、人として

て、日本の労働者の階級に對しては畫期的な一つの革命的問題であると思われます。すなわちこの法案の確定によつて、日本労働者の地位は、人として

て、日本の労働者の階級に對しては畫期的な一つの革命的問題であると思われます。すなわちこの法案の確定によつて、日本労働者の地位は、人として

て、日本の労働者の階級に對しては畫期的な一つの革命的問題であると思われます。すなわちこの法案の確定によつて、日本労働者の地位は、人として

て、日本の労働者の階級に對しては畫期的な一つの革命的問題であると思われます。すなわちこの法案の確定によつて、日本労働者の地位は、人として

では、少くとも三十日前にその豫告をしなければならない。三十日前に豫告をしない使用者は、三十日分以上の平均賃金を支拂わなければならぬ。」この點につきましては、私どもは三十日を六十日と修正いたしたいと考えております。

した、と思、ます。

次に第五十六條、「満十五歳に満たない兒童は、勞働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の兒童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、この限りでない。」

その末尾に「この場合使用は、これら  
の児童で定時制の高等教育を受けよう  
とする者に對して修學に關する便宜を  
與えるようにつとめなければならな  
い」という規定を挿入することによ  
り提議いたします。この理由につきま  
しては本會議においても本委員から質

○石田委員 そうであります。  
○矢野委員長 なおお尋ねいたします  
るが、それ以外はやはり社會黨と同じ  
ような修正案でござりますね。  
○石田委員 そうです。

の審査は終了いたしました。一言御挨拶を申し上げます。不肖私が無事にこの重大なる任務を務め得ましたことは、皆さんの御同情と御支援の賜であると深く感謝いたします。本日はこれをおもつて散會いたします。

次に第二十四條の第二項、「賃金は毎月一回以上、一定の期日を定めて」云々とありますので、二回以上と修正いたしたいと存じます。

第三は、第二十六條、「使用者の責に歸すべき事由による休業の場合においては」云々とありますので、「勞働者の責に歸すべからざる理由による休業の場合においては」云々と修正いたしたいであります。

次に第三十條の第四項の次に、「賃金委員会は、最低賃金に關する建議權を有する」という一項目を挿入し、第三項の「三十頁」へ「第一項の後第十四項」

に改めたいのです。

次に第三十二條、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて、労働させてはならない。」この條文を、「使用者は、労働者に、休憩時間を含み一日について八時間、」かのように修正いたしたいのです。

次は第三十四條、「使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に與えなければならない。」これを、「使用者は、労働時間が五時間を超える場合においては少くとも四十五分、七時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を與えなければならぬ」と修正いた

時間は、修學時間と通算して、一日に  
ついて六時間、一週間にについて三十六  
時間とする。」かように修正をいたし  
たいのであります。これらの點は既に  
質問の際にわが黨の各委員によりまし  
て説明せられたところでありますから  
ら、その詳しい理由の説明はこゝでは  
省くことにいたしておきます。

○矢野委員長 石田一松君

○石田委員 私は國民協同黨を代表い  
たしまして、大體において本案の精神  
に賛成するものでございますが、一部  
の修正意見を申し述べたいと思いま  
す。それは第五十六條の「満十五歳に  
満たない兒童は、労働者として使用し  
てはならない。但し、満十四歳以上の  
兒童で、命令で定める義務教育の課程  
又はこれと同等以上と認める課程を修  
了した者についてはこの限りでない。」

青りをもつて、道徳的でなくして法律的である。ある意味において、この五十六條の末尾にたゞいま申し上げました規定の挿入をして、國民協同黨の討論にかえます。

○矢野委員長　石田君にお尋ねいたしましたが、あなたの方の修正案は、まず五十六條の中で満十五歳とあるのを満十六歳というように書き直す。それから五十六條の但書に満十四歳のあるのを十五歳に書き直すこととのほかに、五六十條第一項の末尾に「この場合使用者は、これらの兒童で定時制にて修學に關する便宜を與えるようにしてめなければならぬ。」こういふことになりますか。

○矢野委員長 起立少數であります。續いて原案について採決をいたしました。政府原案はともに否決となりました。政府原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○矢野委員長 起立少數であります。よつて修正案はともに否決となりました。六條の第一項の末尾に加えようという修正案であります。これについて採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○矢野委員長 起立總員、よつて政府原案は可決と相なりました。(拍手)

次に国民協同黨提出の修正案で、社會黨と共通でない部分があります。その部分はたゞいま申し上げました五十九条の第一項の末尾に加えようという修正案であります。これについて採決いたします。この修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

五項中前二項を第三項乃至第四項に改めたいのであります。

次に第三十二條、「使用者は、勞働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間にについて四十八時間を超えて、勞働させてはならない。」この條文を、「使用者は、勞働者に、休憩時間を含み一日について八時間、」かのように修正いたしたいのです。勞働させることは、既に質問の際にわが黨の各委員によりまして説明せられたところでありますから、その詳しい理由の説明はこゝでは省くことにいたしておきます。

○矢野委員長 石田一松君。

貴重なに、道徳的でなくして教育的根柢のある就學の機會を與えようといふ意味において、この五十六條の末尾に對たゞいま申し上げました規定の插入を主張いたします。社會黨の修正案に對しても全面的にこれに賛成の意を表して、國民協同黨の討論にかえます。

○矢野委員長 起立少數であります。  
〔賛成者起立〕  
次に國民協同黨提出の修正案で、社會黨と共通でない部分があります。その部分はたゞいま申し上げました五十六條の第一項の末尾に加えようといふ修正案であります。これについて採決いたします。この修正案に賛成の諸君を起立を求めます。

時間が六時間を超える場合においては、少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に與えなければならぬ。」これを、「使用者は、労働時間が五時間を超える場合においては少くとも四十五分、七時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を與えなければならぬ」と修正した。

たしまして、大體において本案の精神に賛成するものでござりますが、一部の修正意見を申し述べたいと思ひます。それは第五十六條の「満十五歳に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四歳以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者についてはこの限りでない。」

満十六歳といふように書き直す。それから五十六條の但書に満十四歳とあるのを十五歳に書き直すということのはかに、五十六條第一項の末尾に「この場合使用者は、これらの児童で定時制の高等教育を受けようとする者に對して修學に關する便宜を與えるようつとめなければならぬ。」こういふことになりますか。

よつて修正案はともに否決となりました。  
續いて原案について採決をいたしました。  
す。政府原案に賛成の諸君の起立を求  
めます。

昭和二十二年四月三十日印刷

昭和二十二年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者